

間税会ニュース

令和2年5月15日
No. 58

福岡国税局
間税会連合会

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-7-3 皐月マンション311号 TEL 092(405)5646
FAX 092(405)5647

間税会は消費税のあり方を考える会です



写真提供：佐世保間税会

在日米軍佐世保基地（長崎県佐世保市）

ここは在日米軍佐世保基地の入り口です。

目につくのは海軍第7艦隊を象徴する錨、日本のシンボル鳥居。

佐世保基地の規模は、7番目に広く、街には多くの家族が買い物や余暇を楽しんでいます。話しかけるときっとフレンドリーに応じてくれるでしょう。

.....

(目次)

●「税の標語」募集	2	久留米間税会創立30周年・	
「税の標語」応募用紙	3	青年部創立20周年記念式典	6
福岡国税局間税会連合会 単位会名簿	4	正副会長会議及び理事会を開催	6
●活動報告・新着情報	5	星野次彦国税庁長官が本会を訪問	6
福岡局間連女性部研修会	5	●税情報	7

「税の標語」 募集!!

- ・全国間税会総連合会
- ・傘下 各間税会

令和2年の「税の標語」を募集します

	□□□□□□□□	〇〇市〇〇町一―一二三 〇〇内
		〇〇間税会事務局 御中
「税の標語」		
①税金の 正しい知識 身につけて 正しく納めて よりよい社会		
②消費税 子供も大人も 納税者 深めていこうよ 税の知識		
住所		
氏名		
電話番号		
(〇〇間税会)		

内容

税（消費税に限定しません。）に関するものでしたら、形式、内容は自由です。（形式は、俳句・川柳調の5・7・5にこだわることなく自由で、短歌調のように長くなっても差し支えありません。）
ただし、未発表のものに限ります。また、過去の入賞作品と同じか著しく類似しているものは、入賞作品として採用されません。

応募要領

- 対象者…間税会員、非会員を問いません。
- 応募方法…「郵便」か「FAX」又は「全間連インターネット・ホームページ」により、住所、氏名、所属団体名（会員の方）、連絡先電話番号を明記して応募して下さい。
なお、応募は、全国間税会総連合会に対して直接行っても差し支えありませんが、**できるだけ応募者の地元の間税会を通して行うこととして下さい。**
おって、「郵便」及び「FAX」の場合、判読できるよう明瞭な記載をお願いいたします。

※「税の標語」の募集は、国税庁及び一般財団法人 大蔵財務協会の後援を受けています。
- 応募期限…令和2年9月10日(木)まで

応募先

- ① 応募者の地元の間税会（4ページ参照）
- ② 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 1-1-1 日本橋村松ビル5階
全国間税会総連合会事務局
・ホームページアドレス <http://www.kanzeikai.jp>
・FAX 03-5829-3902

入賞作品

最優秀作品、優秀作品、佳作作品などの入賞作品については、入賞者に賞状と記念品を贈呈します。

「税の標語」の活用…応募された作品は、全間連（傘下間税会を含む）の広報活動に利用する場合があります、その場合には、氏名、住所（市・区又は学校名）を掲載することがありますので、その点をご理解の上応募して下さい。

「税の標語」応募用紙

(1) _____

(2) _____

(3) _____

住 所	〒		
名 称			
氏 名			
電話番号			
		間税会 会員の方	_____ 間税会

○お手数ですが、この応募用紙を次のいずれかの間税会事務局に FAX 又は郵送してください。

地元の 間税会	次ページの「福岡国税局間税会連合会単位会名簿」を参照にしてください
全国間税会 総連合会	〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 1-1-1 日本橋村松ビル 5 階 全国間税会総連合会事務局 FAX 03-5829-3902 《URL》 http://www.kanzeikai.jp

福岡国税局間税会連合会単位名簿

所轄署名	団体名	〒	事務所所在地	TEL	FAX
局連	福岡国税局間税会連合会	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-7-3	092-405-5646	092-405-5647
福岡	福岡間税会	810-0001	福岡市中央区天神2-14-8 福岡天神センタービル9F	092-739-2675	092-739-2674
西福岡	西福岡間税会	814-0155	福岡市城南区東油山6-2-30	092-863-6780	092-863-4307
博多	博多間税会	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-9-5 チサンマンション第一博多202-3	092-433-7230	092-433-7240
香椎	香椎間税会	811-3205	福岡市内殿1016-1	0940-38-5678	0940-38-5688
筑紫	筑紫間税会	818-0061	筑紫野市紫2-12-10	092-923-3111	092-923-7388
八幡	八幡間税会	805-0061	北九州市八幡東区前田企業団地1-1	093-661-3171	093-671-9811
若松	若松間税会	808-0034	北九州市若松区本町3-2-23	093-751-3021	093-751-5279
直方	直方間税会	822-0017	直方市殿町8-16 筑豊ビル	0949-24-3423	0949-24-5585
田川	田川間税会	825-0013	田川市中央町3-75	0947-45-8005	0947-45-8105
飯塚	飯塚間税会	820-0201	嘉麻市漆生881-9	0948-42-4954	0948-42-4955
久留米	久留米間税会	830-0022	久留米市城南町15-5 商工会館3F	0942-39-2326	0942-33-5099
甘木	甘木朝倉間税会	838-0068	朝倉市甘木955-11	0946-22-3835	0946-22-5166
大川	大川間税会	831-0016	大川市大字酒見早馬221-3	0944-87-2038	0944-88-2004
八女	八女間税会	834-0063	八女市本村清水425-22-2	0943-22-5161	0943-22-5164
大牟田	大牟田間税会	836-0843	大牟田市不知火1-4-2	0944-51-7564	0944-55-9622
小倉	小倉間税会	803-0818	北九州市小倉北区堅町1-6-7	093-581-0078	093-581-0078
門司	門司間税会	801-0853	北九州市門司区東本町1-1-7	093-321-2885	093-321-2888
行橋	行橋間税会	824-0005	行橋市中央1-9-50 行橋商工会議所2F	0930-25-2473	0930-25-2483
佐賀	佐賀間税会	840-0826	佐賀市白山2-1-12 佐賀商工会議所	0952-23-4598	0952-29-6580
鳥栖	鳥栖間税会	841-0051	鳥栖市元町1380-5 鳥栖商工会議所	0942-82-5400	0942-84-0143
唐津	唐津間税会	847-0814	唐津市弓鷹町1512-2 ミノヤビル2F	0955-75-1818	0955-75-1033
武雄	武雄間税会	843-0302	嬉野市嬉野町大字下野丙2299番地13	0954-42-0805	0954-42-0750
伊万里	伊万里間税会	848-0041	伊万里市新天町663	0955-22-3111	0955-23-3106
長崎	長崎間税会	850-0031	長崎市桜町5-3 大同生命長崎ビル6F	095-825-8091	095-828-0419
諫早	諫早間税会	854-0026	諫早市東本町5-17 ねむの木ビル202号	0957-22-8479	0957-23-4994
佐世保	佐世保間税会	857-0053	佐世保市常盤町1-7 ジブラルタ生命ビル5F	0956-22-3036	0956-23-5351
島原	島原間税会	855-0862	島原市新湊1-32-1 第3マルデンビル2階C号	0957-62-7025	0957-64-0527
平戸	平戸間税会	859-5121	平戸市岩の上町1481-1	0950-22-3131	0950-22-3130
福江	福江間税会	853-0005	五島市末広町8-4 福江商工会議所	0959-72-8060	0959-72-2530
志岐	志岐間税会	811-5132	志岐市郷ノ浦町東触590-4 郡民センター	0920-47-5880	0920-47-5880
葦原	葦原間税会	817-0243	対馬市葦原町整根156-5	0920-56-0163	0920-56-0511

活動報告・新着情報

福岡局間連女性部研修会を開催



研修会 1

主 催：福岡局間連女性部
日 時：令和2年1月21日（火）
場 所：オリエンタルホテル福岡・博多ステーション

福岡国税局間税会連合会女性部（滝山真弓部長）は、1月21日（火）福岡市博多区のオリエンタルホテル福岡・博多ステーションで研修会を開催した。

局間連女性部会員、単位会の女性部会員、局間連の中野文治会長、市丸専務理事など約45名が参加した。

.....
[研修会 1] 15:00 ~ 15:45

『消費税の税率引き上げと軽減税率制度について』

講 師：福岡国税局消費税課長 林 清貴 様

[研修会 2] 15:45 ~ 16:00

紙芝居『こくんとくららちゃんのくらしと税金』

担 当：異島 明子、桑原 宏子、鍋島 律子（小倉）

[研修会 3] 16:00 ~ 17:00

『美容皮膚科医が勧める美肌治療 ～シミ・シワ・たるみのあれこれ～』

講 師：瓜生 美樹 様
.....

第1部では消費税の最新情報とその基本について、詳しく分かり易い講義を受け理解を深めました。

第2部は、広島西間税会の幼児向け租税教育用紙芝居を小倉間税会風にアレンジして演じられました。読み手3人の若々しい声に幼稚園生、又は高齢者になったような受講生を多く見ました。

第3部は女性部会員の最大関心事である美肌治療について質疑応答を含めタププリ1時間研修を受け、大変参考になったと大好評でした。

その後の懇親会も盛沢山の研修内容が話題の中心になり交流を深めました。



研修会 2



懇親会



研修会 3

久留米間税会創立30周年・青年部創立20周年記念式典を開催

久留米間税会（稗島行雄会長・橋本 巖青年部長）は2月7日、久留米市のホテルマリンターレ創世で創立30周年記念式典を開催した。

福岡国税局 新井課税第二部長、中野久留米税務署長、大久保久留米市長、久留米商工会議所 本村会頭、中野福岡国税局間税会連合会会長ら、多数の御来賓の出席を賜り盛大に開催された。

式典は三部構成で行われた。

第一部は記念事業として、落語家 桂才賀師匠の独演会。全国の刑務所、少年院を慰問されている師匠の深い笑いの話芸を堪能しました。

第二部の式典では、稗島会長のあいさつに続き3名の御来賓の祝辞をいただき、4名の方への功労者表彰、小中学校から応募のあった税の標語入賞者への「税の標語」表彰など盛り沢山の内容となった。

第三部の祝賀会では、ブリジストンK2バンドの演奏などを楽しみながら、出席者全員時間を忘れ30周年を盛大に祝った。



福岡局間連 正副会長会議及び理事会を開催

主 催：福岡国税局間税会連合会
日 時：令和2年2月17日（月）
場 所：TKP ガーデンシティ博多新幹線口

福岡国税局間税会連合会（中野文治会長）は、2月17日福岡市のTKP ガーデンシティ博多新幹線口で正副会長会議と理事会を開催した。

ご来賓に福岡国税局の林 清貴消費税課長ほか幹部を招き、正副会長会議では下記の内容を中心に説明、意見交換が行われた。またその後の理事会でも、正副会長会議に加えて活発な意見交換が行われた。

[正副会長会議]

1. 令和2年度の事務計画・重点施策について
2. 役員補選について
3. 局間連の規約改正等について

[理事会]

4. 1月23日の全間連常任理事会の結果報告
5. 会員増強による組織の拡大

特に「3.」の規約改正については、役員の種別及び定数を抜本的に改正し、理事100名以内（現在50名以内）、うち常任理事30名以内（現在15名以内）とすることで了承された。また、広報委員会を新たに置くこととし、枠が増加した理事及び委員会委員については、各単位会からの推薦にもとづき調整し、次回5月13日の正副会長会議及び理事会で決定することとした。



星野次彦国税庁長官が本会を訪問

星野次彦国税庁長官（左写真・前列右から2人目）が令和2年2月26日（水）に本会を訪問され、（株）ブンコーポレーション会議室で、中野会長ほか役員としばし懇談された。

吉井 浩福岡国税局長、新井卓己課税第二部長も同行され、福岡局間連側は中野会長のほか、林副会長（福岡）、河野副会長（博多）、市丸専務理事がお迎えした。

懇談は消費税の最新情報、新型コロナウイルス、申告所得税の申告納付・期限の延長等多岐に渡り、最後に星野長官は、今後の間税会活動への期待を述べられた。



国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応
と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ

令和2年3月
(令和2年4月16日更新)
国 税 庁
法人番号 7000012050002

国税庁では、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に鑑み、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難であった方については、期限を区切らず柔軟に受け付けることとしているほか、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には納税の猶予制度を案内するなどの対応を行っています。

当面の申告や納税などに関して寄せられた質問等を、FAQとして取りまとめましたので、参考としてください。

(注) このFAQは、令和2年4月16日現在の法令等に基づいて作成しています。

国税庁のホームページを検索してください。
ここでは目次のみを紹介します。

1 申告・納付等の期限の個別延長関係

問1. 確定申告期限の柔軟な取扱い〔4月16日更新〕	4
問2. 期限の個別延長が認められるやむを得ない理由〔4月16日更新〕	5
問2-2. 法人の期限の個別延長について〔4月16日更新〕	7
問3. 相続税の期限の個別延長について〔4月16日追加〕	8

<個別延長の対象>

問4. 期限の個別延長の対象となる手続	9
問5. いわゆる「死亡による準確定申告」の期限延長の可否	9
問6. 申告所得税等に関して一括延長の対象とならない手続	10

<具体的なケースにおける期限の個別延長について>

問7. 株主総会の開催が遅れる場合の消費税の申告等の期限延長	10
問8. 資金繰りが悪化して納付できない場合の納付期限の延長	11
問9. 相続税の申告において相続人の一人が感染した場合の取扱い 〔4月16日更新〕	11

<期限の個別延長の手続>

問10. 個別延長のための申請手続の期限について〔4月16日更新〕	12
-----------------------------------	----

2 納付等の手続関係

問1. 口座からの振替日について〔4月16日追加〕	13
問2. 国税の納付方法について	13
問3. 申告期限等が延長されたことによるダイレクト納付の取扱い	14

問 4. 期限が延長される前に交付を受けた納付書の取扱い……………	14
<還付申告の取扱い>	
問 5. 還付申告された方々への還付金の支払時期……………	14
3 納付の猶予制度関係	
問 1. 資金繰りが悪化して、期限までに全額を納められない場合……………	15
問 2. 納付の猶予制度の適用が受けられる場合（条件・税目など）……………	16
問 3. 猶予期間中の納付や延滞税の取扱いについて……………	17
<具体的なケースにおける納付の猶予制度について>	
問 4. 財産（棚卸資産など）に損失が生じた場合……………	18
問 5. 事業に著しい損失や著しい売上の減少が生じた場合……………	18
<納付の猶予制度の手続等>	
問 6. 納付の猶予制度の必要書類について……………	19
問 7. 担保の提供について……………	19
問 8. 緊急経済対策に盛り込まれた納税の猶予制度の特例 〔4月8日追加〕……………	20
4 申告所得税等の確定申告に係る申告相談関係	
問 1. 税務署における申告相談の取扱い〔4月16日更新〕……………	21
問 2. 税務署を利用しない申告相談の方法〔4月16日更新〕……………	21
問 3. 令和2年4月17日（金）以降の申告相談体制について 〔4月16日追加〕……………	22
問 4. 税務署の職員等が感染症に感染した場合の申告相談の対応……………	22
5 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係	
<法人税に関する取扱い>	
問 1. 企業が生活困窮者等に自社製品等を提供した場合の取扱い……………	23
問 2. 法人税の災害損失欠損金の範囲について〔4月13日追加〕……………	24
問 3. 企業がマスクを取引先等に無償提供した場合の取扱い 〔4月13日追加〕……………	25
問 4. 賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合〔4月13日追加〕……………	26
問 5. 企業が復旧支援のためチケットの払い戻しを辞退した場合 〔4月13日追加〕……………	27
問 6. 業績が悪化した場合に行う役員給与の減額〔4月13日追加〕……………	28
問 7. 業績の悪化が見込まれるために行う役員給与の減額 〔4月13日追加〕……………	29
<所得税に関する取扱い>	
問 8. 個人事業者の事業所得に赤字（損失）が生じた場合の取扱い 〔4月13日追加〕……………	30
問 9. 個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い 〔4月13日追加〕……………	32
問 10. 青色申告の承認申請の取扱い〔4月13日追加〕……………	34
<緊急経済対策に盛り込まれた税制上の措置>	
問 11. 緊急経済対策に盛り込まれた税制上の措置〔4月13日追加〕……………	36